議案第95号

おうみ自治体クラウド協議会への加入に関する協議につき議決を求めることについて 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定により、別紙のとおり 規約を定め、おうみ自治体クラウド協議会に加入することについて、草津市、守山市、栗東市、 野洲市、湖南市および近江八幡市と協議することにつき、同条第3項の規定に基づき、議会の 議決を求める。

平成29年12月1日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方自治法第252条の2の2第1項の規定により設置されているおうみ自治体クラウド協議会について、同法第252条の6の規定により、規約を変更し加入することについて関係市と協議したいので、この案を提出するものである。

おうみ自治体クラウド協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治体における情報システムの共同利用および事務の共通化・標準化のために必要な事務を管理執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、おうみ自治体クラウド協議会(以下「協議会」という。)という。 (協議会の構成)

第3条 協議会は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市および米原市(以下「関係市」という。)をもって構成する。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、関係市のいずれかに置く。

(協議会の担任する事務)

- 第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 情報システムの調査研究に関すること。
 - (2) 情報システムの契約に関すること。
 - (3) 情報に関する事務の契約に関すること。
 - (4) 情報関連機器の契約に関すること。
 - (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事務

(組織)

- 第6条 協議会は、会長、副会長および委員5人をもってこれを組織する。
- 2 会長および副会長は、関係市の長から選出する。
- 3 会長および副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長および副会長が任期中にその職を失い欠員を生じたときは、その後任者をもって充て、 その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、会長および副会長以外の関係市の長をもって充てる。

(会長および副会長の職務)

- 第7条 会長は、協議会を総括し、これを代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(総会)

- 第8条 協議会の総会(以下「総会」という。)は、協議会の運営に関する基本的な事項を議決する。
- 2 総会は、毎会計年度に1回以上開催し、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、全員の出席がなければ開会することはできない。
- 5 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人をして表決を委任することが できる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事その他その運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って別に定める。 (運営会議)
- 第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に運営会議を置く。
- 2 運営会議の議事その他その運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って別に定める。 (経費の支弁の方法)
- 第10条 協議会の経費は、関係市が負担する。
- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、会長が総会に諮って別に定める。 (事務局)
- 第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が総会に諮って別に定める。 (その他)
- 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮って別に定める。

付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。